



# 大好評! シニア講座「元気福袋」in 飯野

福袋のように毎週いろいろな介護予防講師の講座を 受けることができる、全 10 回の健康教室です。

好評につき3回目の開催決定! フレイル\*予防・ 介護予防の足掛かりとして、ぜひご参加ください。

日程 表の通り毎週(木)午前10時~11時30分

場所 町公民館飯野分館

定員 15 人

対象 65歳以上 ※その他、要相談

申し込み 12月25日(木)までに電話(286-3113)

か健康保険課窓口(役場1階6番)で受け付け。※希望者多数の場合、抽選



津森分館で行われた医療気功

期日	テーマ	内容		
1月8日	いきいき・わくわく健康体操 〜運動を中心に筋力・体力アップ〜	楽しく全身体操を行うことで、効果的に体と頭のフレイル予防! フレイル予防の重要性と生活のコツを学びます。		
1月15日	お口の健康について& 栄養・運動かんたんアドバイス	お口の健康維持・オーラルフレイル予防・栄養のアドバイスと、 簡単なエクササイズを行います。		
1月22日	息活き上手は元気上手	運動を通して呼吸の大切さを知り、元気な体づくりを目指します。		
1月29日	認知症予防	認知症や予防について知り、活用できる制度や高齢者に関わる消 費者問題など役立つ情報を学びます。		
2月5日	健康寿命が伸びる体のつくり方 (ピラティス)	年齢と共に落ちやすい筋力や、硬くなりやすい関節に効果的な、 無理なく自宅で継続できる運動を提案します。		
2月12日	そろばんで脳トレーニング	昔懐かしいそろばんで、楽しく指先と脳を活性化します。		
2月19日	ノルディックウオーク	ノルディックポールを使った運動や歩行指導を行います。		
2月26日	医療気功	自己治療による心身能力の維持向上、リラックス効果があります。		
3月5日	チェアヨガ	椅子に座って誰でも安全に気軽にできるヨガです。		
3月12日	いきいき・わくわく健康体操 II 〜脳トレを中心に認知症予防〜	体操やものづくりなどを通して、心身・脳を活性化。認知症を予 防するための生活習慣のコツなどを学びます。		

※フレイルとは足腰などが弱った状態。運動や生活習慣で予防・改善が可能です。 問 健康保険課 保健事業係 ☎ 286 - 3113

## みんなで徹底しよう [三ない運動]

「三ない運動」とは、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指すための次の3つのことを指します。

政治家の寄付は禁止(贈らない)! 政治家の寄付を求めない!受け取らない!

何かと贈り物をする機会の多い年末年始。一人一人 がルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

#### 平時から禁止されていること

## 政治家の寄付禁止

政治家が選挙区内の人に寄付をすることは、その時期や名義のいかんにかかわらず禁止されています。有権者が求めてもいけません。政治家以外の人が、政治家の名義の寄付をすることも禁止されています。

#### 政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄付の勧誘や要求をすること、政治 家名義の寄付を求めることも禁止されています。

# 自転車の交通違反に青切符

道路交通法の一部を改正する法律の施行により、令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度\*(青切符)が適用されます。

今一度、正しい交通ルールを再確認し、ルール に則った安全運転を心がけましょう。

対象 16歳以上の人

反則金 3,000 円~ 12,000 円

※違反者が反則金を任意に納めれば、刑事手続き に移行しない制度



酒酔い運転や酒気帯び運転などは、これまで通り赤切符が交付され、刑事手続きの対象となります。 お酒を飲んだら車も自転車も、 絶対に運転してはいけません。



交通事故による被害を減らすため、自転車を運転する際はヘルメットを着用しましょう。

問 危機管理課 ☎ 286 - 3210

御船警察署 交通課 282 - 1110

### 政治家の関係団体の寄付禁止

政治家が役職員・構成員である団体や会社が、 政治家の氏名を表示して行う寄付や、氏名が類推 されるような方法で行う寄付は禁止されています。 政治家の後援団体の寄付禁止

政治家の後援団体(後援会など)が、設立目的により行う事業に関する寄付以外の寄付は禁止されています。

#### その他禁止されている行為

- ・政治家が選挙区内の人に年賀状などのあいさつ 状(電報も含む)を出すことは、「答礼のための自 筆によるもの」を除き、禁止されています。
- ・政治家や後援団体が選挙区内の人にあいさつする目的で、新聞・テレビ・インターネットなどで有料広告を出すと処罰されます。
- 問 町選挙管理委員会 ☎ 286 3111

#### 対象となる違反と反則金(一部抜粋)



二人乗り運転 3.000円



携帯電話の使用(保持) 12,000 円



イヤホンの使用 **5,000** 円

反則金	違反内容	反則金
7,000 ⊞	無灯火	5,000 ⊞
6,000 ⊞	ブレーキ不備	5,000 ⊞
6,000 ⊞	並進	3,000 ⊞
5,000 ⊞	傘さし運転	5,000円
	7,000 円 6,000 円	7,000円無灯火6,000円ブレーキ不備6,000円並進

23 広報ましき 令和7(2025).12